

四條畷市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中または出産後に体調不良等のために、家事や育児を行うことに支障がある妊産婦の属する世帯、家事育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、ヤングケアラー（障がいや疾病等により援助を必要とする家族等に対して家事その他の家族等の世話を日常的に行っている児童をいう。）等がいる家庭等に、ヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助することにより、子育て世帯の心身の健康を維持するとともに、子育てを支援することを目的とする子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、四條畷市とする。

2 四條畷市は、本事業の実施をあらかじめ指定した事業者（以下「実施事業者」という。）に委託する。

(派遣対象)

第3条 派遣対象は、原則、他の法律等に定める公的なサービスによるヘルパー派遣等のサービス利用が困難かつ、日中に親族等のサポートが無い世帯とし、四條畷市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 体調不良等のために家事や育児を行うことに支障がある妊婦のいる世帯
- (2) 出産後1年未満で体調不良等のために家事や育児を行うことに支障がある産婦がいる世帯
- (3) 多胎児出産後1年6か月未満で体調不良等のために家事や育児を行うことに支障がある産婦がいる世帯
- (4) 食事の準備、洗濯、掃除等の家事の実施が困難な家庭等保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（18歳未満の者）のいる世帯及びそれに該当するおそれがある世帯
- (5) 保護者の疾病等により保護者が監護することが困難であると認められる児童（18歳未満の者）がいる世帯及びそれらに該当するおそれのある世帯
- (6) その他市長が特別に必要と認める者

(派遣期間及び派遣回数)

第4条 派遣期間及び派遣回数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び2号に該当するもの
妊娠中から産後1年未満の間で、30回を限度とする。

(2) 第3条第1項第3号に該当するもの

妊娠中から産後1年6か月未満の間で、40回を限度とする。

(3) 第3条第1項第4号、第5号及び第6号に該当するもの

利用開始から1年の間で30回を限度とする。

ただし、上記各号について、市長が必要と認めた時はこの限りではない。

(支援内容等)

第5条 支援内容は、次のとおりとする。

(1) 家事に関すること

- ア 食事の準備及び後片づけ
- イ 衣類の洗濯
- ウ 居室等の掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買物
- オ その他必要な家事援助

(2) 育児に関すること

- ア 授乳介助
- イ おむつ交換
- エ 沐浴介助
- エ 育児環境の整備
- オ その他必要な育児援助

(支援場所等)

第6条 支援を行う場所は、原則対象とする世帯の居宅において保護者が在宅時に行うこととする。

(派遣時間)

第7条 派遣時間は次のとおりとする。

(1) 1日に利用できる回数は2回とし、1回の利用時間は2時間を限度とする。

(2) 派遣時間は、午前9時から午後6時とする。ただし、市長が必要と認めた時はこの限りではない。

(派遣の申請等)

第8条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯にあっては、生活保護受給証明書

(2) 市民税非課税世帯にあっては、市民税非課税証明書

(3) 第3条第1項各号に該当することが確認できる以下のもの。ただし、産後2か月程度までの産婦についてはこの限りではない。

母子健康手帳の写し、医師又は対象世帯を支援する機関の意見書若しくは診断書の写し等。

（派遣の決定）

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに対象世帯の状況の調査及び実施事業者との連絡調整を行った上で、子育て世帯訪問支援事業申込調書（様式第2号）を作成し、派遣の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、子育て世帯訪問支援事業台帳（様式第3号）に登録し、子育て世帯訪問支援事業ヘルパー派遣決定通知書（様式第4号）又は子育て世帯訪問支援事業ヘルパー派遣却下通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（派遣の解除）

第10条 申請者は、ヘルパーの派遣の理由が消滅したときは、直ちに市長に申し出なければならない。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合は、派遣を解除することができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により派遣を受けたとき。

(3) 支援内容が本事業の趣旨に反していると認められるとき。

(4) 指定事業者の定める派遣規定に違反していると市長が認めたとき。

(5) 前条4号に掲げるほか、派遣することが困難であると市長が認めるとき。

3 市長は、第1項の申出があった場合又は第2項に該当することを確認した場合には、直ちに派遣の解除の決定をし、子育て世帯訪問支援事業ヘルパー派遣解除通知書（様式第6号）により、当該保護者に通知するものとする。

（実施事業者の指定）

第11条 事業を受託しようとする事業者は、市長に対し、子育て世帯訪問支援事業実施事業者指定申請書（様式第7号）を事業開始までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められると

きは、実施事業者の指定を行い、申請をした事業者に対し、子育て世帯訪問支援事業実施事業者指定書（様式第8号）により通知するものとする。

（実施事業者への通知）

第12条 市長は、第9条の規定による決定を行ったときは、実施事業者に対し、子育て世帯訪問支援事業委託書（様式第9号）に子育て世帯訪問支援事業申込調書の写しを添付して通知するものとする。

2 市長は、第10条の規定による解除の決定を行ったときは、実施事業者に対し、派遣期間を変更した子育て世帯訪問支援事業委託書により通知するものとする。

（実施事業者の責務）

第13条 実施事業者は、次の要件を備えている者のうちからヘルパーを選定し登録しておくものとする。

（1）介護福祉士、保健師、助産師、看護師、保育士の資格を有する者

（2）介護職員初任者研修を修了した者

（3）旧介護保険法による訪問介護員養成研修又は介護職員基礎研修を修了した者

（4）その他、本事業の目的を達成する上で必要な知識や技能を有すると認められる者。

2 実施事業者は、前項の規定による登録者について、子育て世帯訪問支援事業ヘルパー登録名簿（様式第10号）を整備し、常にその状況を把握しておかなければならない。

3 ヘルパー登録者は、前項の登録内容に変更があった場合は、その変更内容について、速やかに実施事業者に報告しなければならない。

4 実施事業者は、第12条の規定する派遣の要請があった場合は、あらかじめ事業者に登録したヘルパーから適当な者を選定し、ヘルパーを派遣することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭による派遣の要請により当該ヘルパーを派遣することができる。

5 実施事業者は、委託を受けた事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

6 実施事業者は、援助内容等の記録を整備しておかなければならない。

7 ヘルパーは、本事業で派遣され、派遣対象者ごとに生活援助した内容（派遣された日及びその従事時間を含む。）について、実施事業者に報告しなければならない。

8 実施事業者は、派遣の期間終了後に子育て世帯訪問支援事業完了届兼請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

9 実施事業者は、必要な個人情報保護対策を講ずるとともに、ヘルパーは、本事業で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（経費の負担）

第14条 実施事業者は、別表に定める基準額に事業に要した時間を乗じた額を市又は利

用者に請求するものとする。

- 2 四條畷市は、前条第7項の規定により実施事業者から提出された子育て世帯訪問支援事業完了届兼請求書に基づき、支弁するものとする。
- 3 利用者は、第1項の規定により実施事業者から請求された利用料を負担するものとし、当該援助が終了する日までに実施事業者に対して支払わなければならない。
- 4 利用者は、生活援助等に要した食材費等の費用を支援員に負担しなければならない。
- 5 利用者は、利用者の都合によりサービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前営業日までに事業者申し出るものとする。当日に利用をキャンセルする旨の申し出があった場合、利用を予定していたサービスにかかる費用について、市及び利用者はそれぞれの負担分を事業者に対して支払うものとする。

(経費の返還)

第15条 市長は、第7条第3項の規定により派遣を解除した場合において、当該派遣に要した経費について期限を定めてその額の返還を命ずることができる。

(書類の閲覧等の要求)

第16条 市長は、申請者又は関係機関に対して、申請者が対象者に該当するかどうかについて確認する必要があると認めるときは、申請者の同意の上、必要な書類の閲覧又は資料の提出を求めることができる。

(添付書類等の省略)

- 第17条 市長は、この要綱に定める申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則に定める申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(辞退及び指定の取消し)

- 第18条 実施事業者は、事業を遂行できない事情が発生したときは、子育て世帯訪問支援事業実施事業者指定辞退届（様式第12号）により、市長に届け出るものとする。
- 2 市長は前項の届出があった場合は、指定事業者の指定を取り消すものとする。
 - 3 市長は、次の各号に該当した場合は、指定事業者の指定を取り消すことができる。
 - (1) 指定事業者がこの要綱に違反したとき。
 - (2) 指定事業者として不適当と認められる事由が生じたとき。
 - (3) その他、市長が特に認定の取消しが必要と認めたとき。

- 4 市長は、第2項及び前項の規定に基づき認定を取り消すときは、子育て世帯訪問支援事業実施指定取消通知書（様式第13号）により、指定事業者あて通知する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 令和元年度における実施事業者の指定は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該年度中に行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

事業経費の一時間当たり負担

（単位：円）

派遣時間帯	生活保護世帯、市民税非課税世帯		その他の世帯	
	利用者	市	利用者	市
午前9時から午後6時まで	0	3,000	400	2,600
午後6時から8時まで	0	3,000	500	2,500

備考

申請者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第1条の2第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合は、

当該申請者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額及び所得税の額によることができる。ただし、寡夫とみなされる当該保護者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円超えるときは、この限りではない。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）
子育て世帯訪問支援事業実施事業者指定申請書

年 月 日

四條畷市長 あて

所在地
法人名
代表者 ㊟

四條畷市子育て世帯訪問支援事業に関して、実施事業者としての指定を受けたいので、
四條畷市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり申請
します。

事業者名称	
事業所在地	(電話)
事業者緊急連絡先	【氏名・役職】 【電話】
派遣制限	1 派遣可能時間（午前 時から午後 時まで） 2 派遣制限日 土曜日 ・ 日曜日 ・ 祝日 3 その他（ ）
派遣登録職員	名
特記事項	

様式第 8 号（第 11 条関係）

子育て世帯訪問支援事業実施事業者指定書

第 号
年 月 日

様

四條畷市長

年 月 日付けで申請のあった四條畷市子育て世帯訪問支援事業に関する実施事業者指定の申請について、下記のとおり指定しましたので、同要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 指定条件 事業実施にあたっては、四條畷市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の規定を遵守すること。

様式第 1 2 号（第 1 8 条関係）

子育て世帯訪問支援事業実施事業者指定辞退届

年 月 日

四條畷市長 あて

所 在 地

事業者名

代表者名 印

このたび、四條畷市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、四條畷市子育て世帯訪問支援事業の実施事業者の指定を辞退したく、次のとおり届け出いたします。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
(ふりがな) 事業所名	
所在地	
代表者名	
辞退理由	
備考	

様式第 1 3 号（第 1 8 条関係）

子育て世帯訪問支援事業実施指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

四條畷市長

四條畷市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 1 8 条第 4 項の規定に基づき、四條畷市子育て世帯訪問支援事業の実施について、次のとおり指定を取消しましたので通知します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
（ふりがな） 事業所名	
所在地	
代表者名	
取消年月日	年 月 日
取消理由	
備考	